

第6期熊本市自治推進委員会

報告事項 1

熊本市自治基本条例の見直しについて



熊本市地域政策課

令和8年(2026年)2月6日

【諮問事項】 熊本市自治推進委員会の皆さんに
これから審議・検討していただきたいこと



- 熊本市自治基本条例第42条の規定に基づく同条例の見直しについて
 - ・ 「人口減少・少子高齢社会における持続可能なまちづくり」の観点からの、社会情勢等の変化などを踏まえた自治基本条例の見直しの検討
 - ・ 自治基本条例の改正が必要な場合の改正条文の検討

- 熊本市市民参画と協働の推進条例（平成23年3月17日条例第12号）の見直しについて

2 自治基本条例の概要

熊本市自治基本条例(平成22年4月施行)とは・・・

本市を個性豊かで活力に満ちた社会にしていくために、市民・議会・行政の三者がそれぞれの果たすべき役割や、市政・まちづくりを協力して行うためのルールや制度を体系的に規定したものの。

自治運営の基本原則

ポイント1 情報共有の原則

市政やまちづくりを進めるために、市民、議会、行政は情報を積極的に提供し、共有します。またそのための仕組みを整備します

ポイント2 参画の原則

参画は施策の立案段階等から主体的に参加することです。市政・まちづくりには子どもも含め地域社会を構成する多様な市民が積極的に参画することが必要です。またそのための仕組みを整備します

ポイント3 協働の原則

協働とは同じ目的のために、それぞれが対等な立場で、役割と責任を担い協力することです。行政は市民の自主性等を損なわないようにし、協働を拡充推進する仕組みを整備します



2 自治基本条例の概要

条例の体系

前文

第1章 総則

第1条 目的

第2条 定義

第3条 自治の基本理念

第4条 自治運営の基本原則

第2章 市民、市議会及び市長等の役割

第5条 市民の権利

第6条 市民の責務

第7条 市議会の役割

第8条 市議会議員の責務

第9条 市長の責務

第10条 市長等の役割

第11条 市の職員の責務

第3章 市政の原則及び制度

第12条 市政の基本原則

第13条 総合的かつ計画的な市政

第14条 効率的かつ効果的な市政

第15条 組織体制

第16条 総合的な行政サービス

第17条 人事体制

第18条 公益通報制度

第19条 審議会等

第20条 行政手続

第21条 意見等の取扱い

第22条 説明責任

第23条 公的オンブズマン

第24条 (削除)

第4章 情報共有及び参画・協働

第25条 情報共有の原則

第26条 個人情報保護

第27条 参画の原則

第28条 青少年・子どもの参画

第29条 協働の原則

第30条 市民参画・協働のための仕組み

第31条 参画と協働によるまちづくり条例

第5章 コミュニティ活動

第32条 地域コミュニティ活動

第33条 市民公益活動

第34条 地域コミュニティ活動及び市民公益活動の連携

第6章 区におけるまちづくり

第35条 区におけるまちづくり

第36条 組織体制の整備等

第7章 危機管理

第36条の2 危機管理

第8章 住民投票

第37条 住民投票

第38条 住民投票の請求及び発議

第9章 国、他の地方公共団体等との連携

第39条

第10章 自治推進委員会、最高規範性及び条例の見直し

第40条 自治推進委員会

第41条 最高規範性

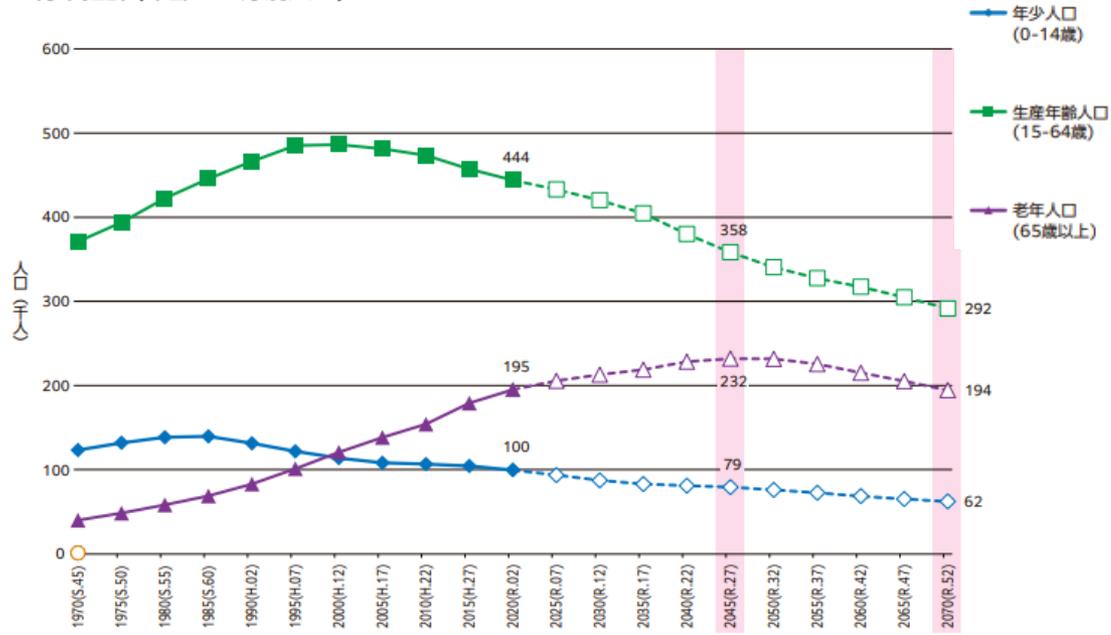
第42条 条例の見直し

3 本市の現状・地域課題

【見直しテーマ】

人口減少・少子高齢社会における持続可能なまちづくり

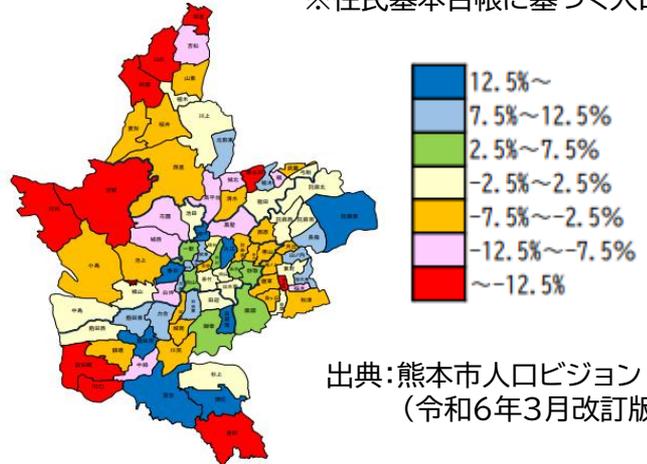
将来推計(年齢3区分別人口)



出典:熊本市人口ビジョン(令和6年3月改訂版)

【校区別人口増減率(H25⇒R5)】

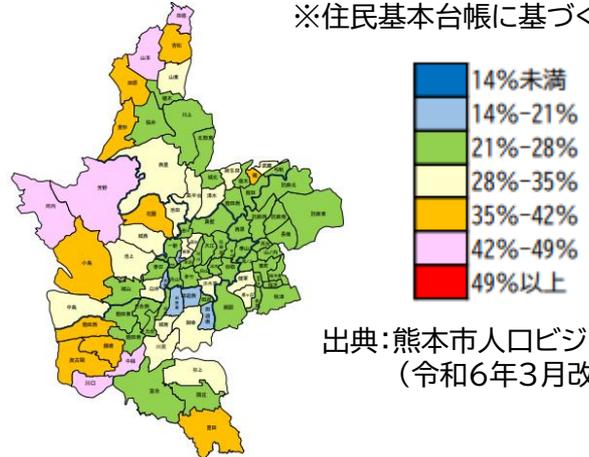
※住民基本台帳に基づく人口



出典:熊本市人口ビジョン(令和6年3月改訂版)

【校区別高齢化率(R5)】

※住民基本台帳に基づく人口



出典:熊本市人口ビジョン(令和6年3月改訂版)

●熊本市の総人口
R7…73万5千人 ⇒ R52…54万8千人
(18万7千人減少)

●熊本市の高齢化率
R7…27.6% ⇒ R52…35.4%
(7.8ポイント増加)

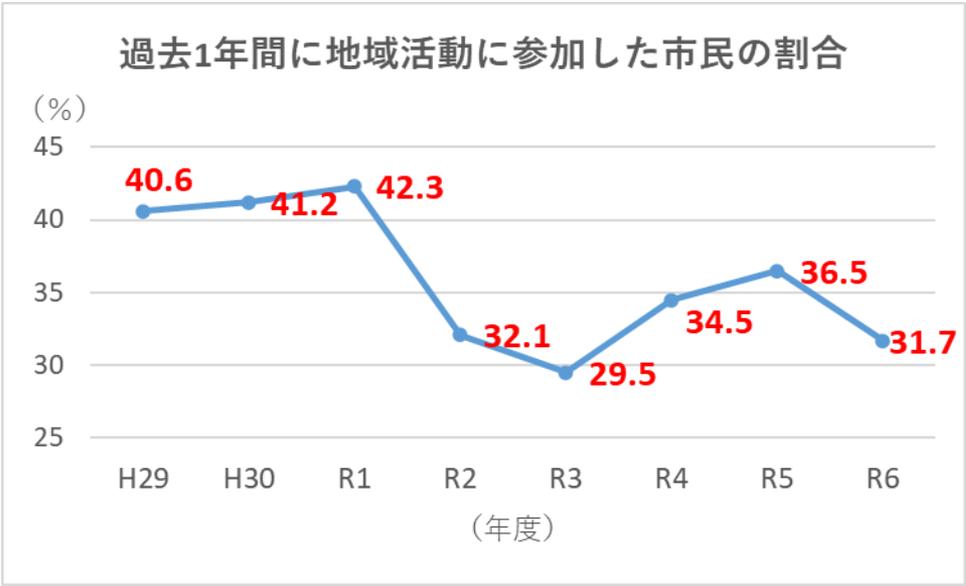
3 本市の現状・地域課題



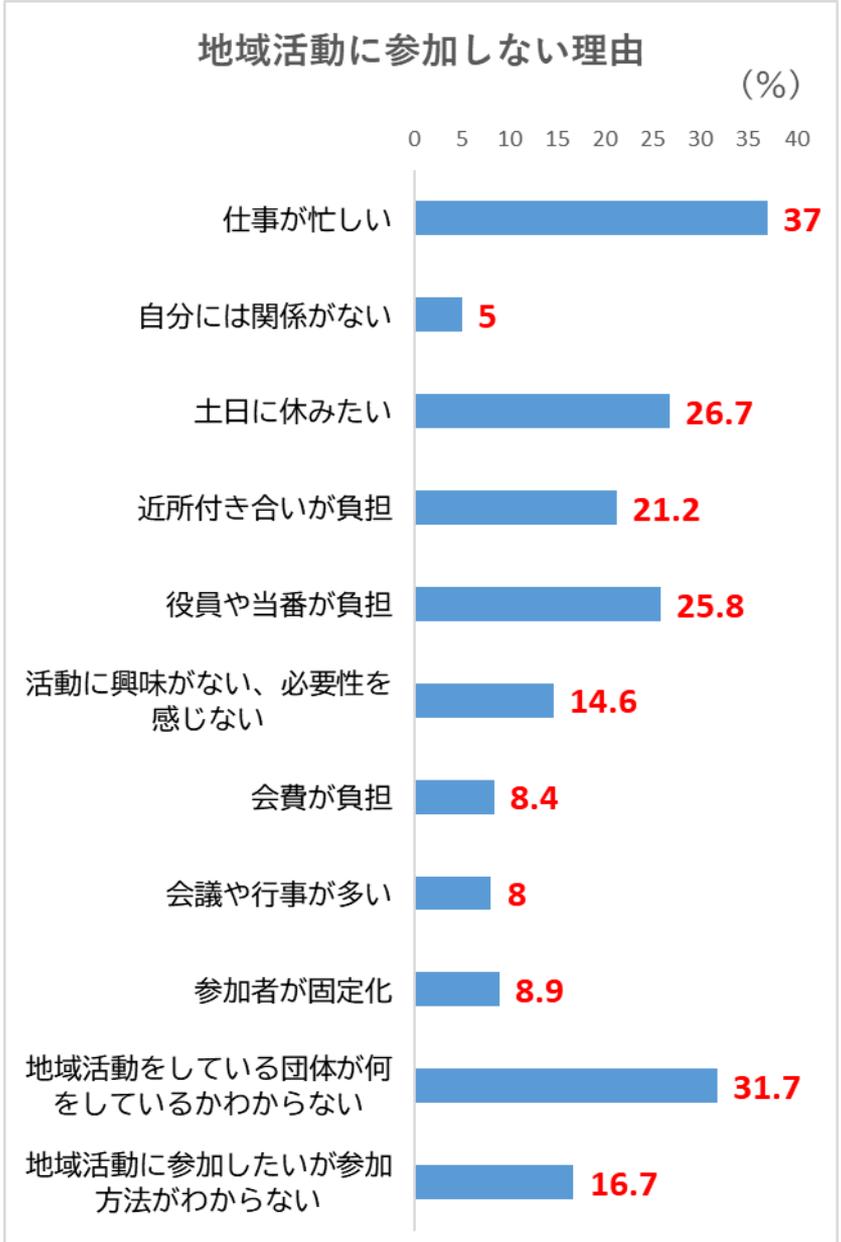
出典:熊本市地域政策課調べ

- 自治会加入世帯数は増加しているものの、単独世帯・夫婦のみの世帯の割合増加による急速な総世帯数の増加に伴い、自治会加入率は減少している。
- 他政令指定都市と比較すると、自治会加入率は浜松市(94.4%)、新潟市(87.1%)に次いで20都市中第3位
- 自治会役員の高齢化・長期化が進み、地域における担い手不足が深刻化するとともに、自治会長のほとんどを男性が占めている状況にある。
 - ・自治会長平均年齢 H29…69.4歳 ⇒ **R7.3…71.5歳**
 - ・自治会長平均経験年数 H29…3.5年 ⇒ **R7.3…3.9年**
 - ・女性自治会長の割合 **全体の7.6% (69人)**

3 本市の現状・地域課題



- 地域活動に参加した市民の割合は、**新型コロナウイルス感染症の影響で地域活動が自粛されるなど参加者数が減少**した。令和4年度以降回復するも**令和6年度に再度減少に転じた**。
- 参加しない理由は「**仕事が忙しい**」が最も高く、次いで「**地域活動をしている団体が何をしている団体かわからない**」、「**土日は休みたい**」、「**役員や当番が負担**」の順となった。



出典: 令和6年度熊本市総合計画市民アンケート報告書

4 見直しテーマ関連条文

コミュニティ活動に関する自治基本条例の条文

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

(9) コミュニティ活動 地域又は共通の関心によってつながった多様な組織及び集団が身近な課題を解決するために行う活動をいいます。

第5章 コミュニティ活動

(地域コミュニティ活動)

第32条 市民は、市民相互の協働により、防災、福祉、環境等の身近な地域の課題を解決していくとともに、社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のコミュニティ活動(以下「地域コミュニティ活動」といいます。)を推進するよう努めます。

2 市民は、地域コミュニティ活動を行うに当たっては、思いやりとふれあいのある 住みよい地域となるよう、自らの役割を自覚するとともに、多様な文化的背景を踏まえつつ、互いを十分に尊重しながら進めることとします。

3 市長等は、市民による地域コミュニティ活動が推進されるよう支援します。

(市民公益活動)

第33条 市民は、前条に規定する活動のほか、公共の利益や社会貢献を目的として自主的に活動する市民活動(以下「市民公益活動」といいます。)に対する理解を深め、これを守り育てるよう努めます。

2 市長等は、市民公益活動が推進されるよう支援します。

(地域コミュニティ活動及び市民公益活動の連携)

第34条 地域コミュニティ活動及び市民公益活動を行う市民は、それぞれの活動の特性を生かしながら相互に連携するよう努めます。

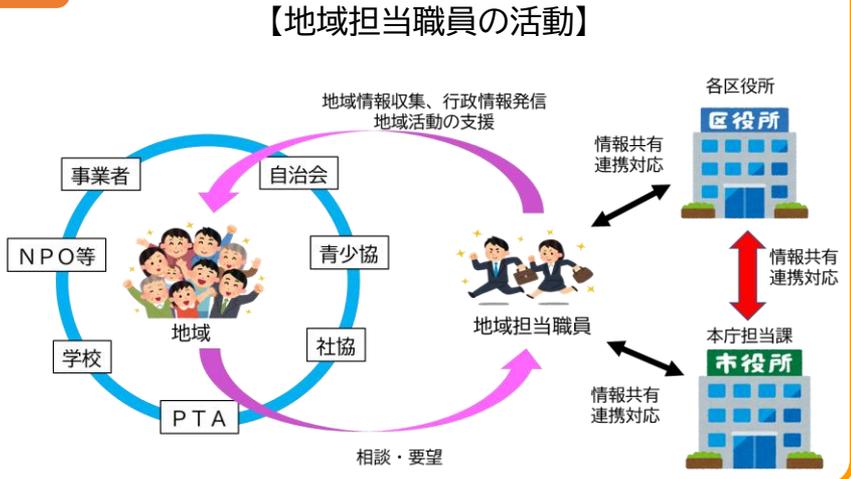
2 市長等は、前項の連携が円滑に行われるよう支援します。

5 見直しテーマに関連した本市の主な取組(1)

まちづくりセンターへの地域担当職員配置

地域に寄り添い、自主・自立のまちづくりを支え、地域力の維持・向上を図ることを目的として、平成29年4月に市内17か所のまちづくりセンターにまちづくり支援専任の地域担当職員を配置した。(R7.4.1現在60人配置)

積極的に地域に飛び込み、地域の実情や多様なニーズの把握に努めるとともに、本庁・区役所との情報共有や連携を図りつつ、地域と一緒に課題の解決に取り組んでいる。



くまもとポイント事業

スマートフォンアプリ「くまもとアプリ」を通じて、地域活動やボランティア活動の参加者へのインセンティブとなるポイント制度を導入し、地域活動やボランティア活動の参加率を高めるとともに、災害発生時の避難所運営や災害ボランティアの受入れ等にも活用することで、的確な避難者支援や被災者支援を推進している。



5 見直しテーマに関連した本市の主な取組(2)

区のまちづくり推進経費

各区役所が主体となって、自主自立のまちづくりを推進するため、地域の特性を生かした区のまちづくり推進事業を実施することで、地域の活性化を図るとともに、区民としての意識の醸成を図りながら、区の魅力あるまちづくりに取り組んでいる。

【R7年度事業例】

中央区

✓ 地域と企業等を結ぶ応援事業

地域団体と地域貢献に関心のある企業や学校等をマッチングして連携事業を創出することで、多様化する地域課題の解決や地域活性化を図る。

✓ 大学生との交流による多文化共生事業

町内自治会等の地域団体と大学生(留学生含む)や在住外国人との交流の機会を創出することで、地域の活性化や多文化共生の推進を図る。

東区

✓ 地域カパワーアップ大作戦

地域団体等と地域貢献したい事業者等をつなぎ、地域課題の解決を図るとともにコミュニティを活性化させる。

✓ まちづくりリーダーのたね事業

こどもと大人がともに地域課題の解決に取り組み、将来の主體的なまちづくりへの参画に繋がるよう、世代間交流による地域の活性化を推進する。

西区

✓ 西区での野菜摂取促進事業

野菜摂取推定量の測定と、生産者や民間企業等の地域資源と協働した啓発により、区民の野菜摂取を促進し、西区の健康課題の改善を目指す。

✓ 西区チャンネル配信事業

地域独自の魅力や活動等を動画で配信することで、こども・若者世代に地域に関心を持ってもらい、地域行事への参加・協力のきっかけとし、新たな担い手確保につなげる。



南区

✓ デジタルでつなぐ“たからもの”活用事業

デジタルスタンプラリーを実施することで、あらゆる世代にデジタル技術への関心を高めるとともに、区の魅力を発信し、認知度の向上につなげる。



✓ eスポーツによる健康まちづくり事業

高齢者の健康増進、デジタル機器への抵抗感の低減を図るとともに、幅広い年齢層の住民を対象とした体験会等を開催し、世代間交流やコミュニティの活性化につなげる。



北区

✓ 北区民の血管を守ろうプロジェクト

企業・大学・行政が連携し、北区民が適正体重を維持するための生活習慣の継続とヘルスリテラシー向上を目指すため、行動変容を促す取組を推進する。



✓ 北区まちづくり懇話会

人口減少に伴う地域の担い手不足や外国人の受入れなど、様々な地域課題について協議し、暮らしやすいまちづくりを目指す。



6 市民参画と協働の推進条例の概要

市民参画と協働の推進条例（平成23年4月施行）とは・・・

自治基本条例第31条の規定に基づき、市民が市政、まちづくりへ参画する機会を拡充し、市民活動団体（地域団体、ボランティア、NPO団体）などと行政との協働の取組を推進するための具体的なルールを定めたもの。

条例の体系

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 情報共有

第2章 市民参画

- 第4条 市民参画の拡充推進
- 第5条 市民参画の対象
- 第6条 市民参画のための手法
- 第7条 市民参画の実施
- 第8条 公表
- 第9条 パブリックコメントの対象
- 第10条 パブリックコメントの実施
- 第11条 審議会等

第3章 協働

- 第12条 協働の取組の拡充推進
- 第13条 協働における市民の役割
- 第14条 協働における市長等の役割
- 第15条 協働のための提案

第4章 コミュニティ活動

- 第16条 自主自立のコミュニティ活動のための環境づくり
- 第17条 人材の育成支援
- 第18条 活動の場の整備等
- 第19条 活動資金等の支援
- 第20条 施策の総合的な実施
- 第21条 合意形成

第5章 市民参画と協働の検証

- 第22条

第6章 雑則

- 第23条 委任

7 参画・協働の手法例

- 参画・・・施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加すること
- 協働・・・同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、協力すること

参画の手法

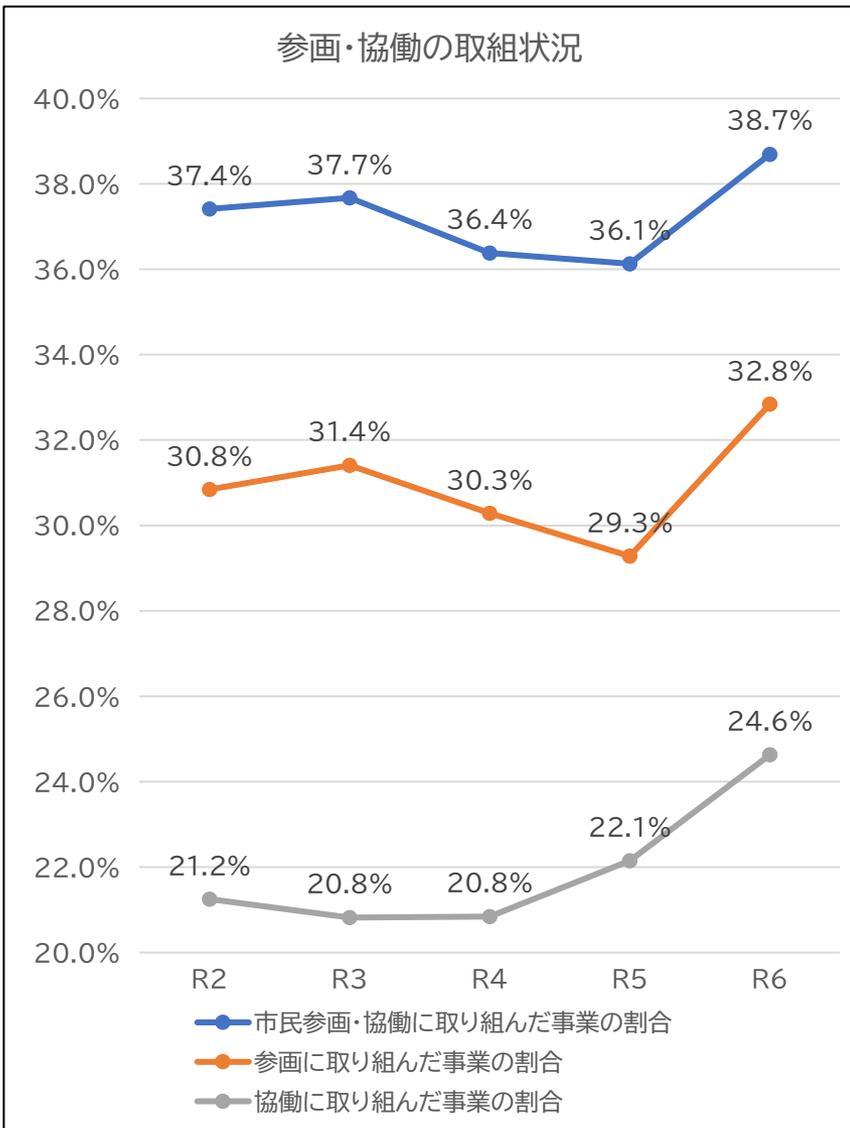
- ①ホームページ、市政だより等での広報
- ②オープンハウス
- ③現地見学会
- ④シンポジウム
- ⑤ニュースレター・パンフレット
- ⑥出前講座
- ⑦地域説明会
- ⑧検討委員会
- ⑨ワークショップ
- ⑩パブリックミーティング
(市民との意見交換会)
- ⑪市民意見の募集(パブリックコメント)
- ⑫グループヒアリング
- ⑬アンケート

協働の手法

- ①情報提供・情報共有
 - ・市民活動団体等(地域団体、ボランティア、NPO、事業者)と行政の間で、協働に関する提案、市民のニーズなどについて、相互に情報交換すること。
- ②後援
 - ・市民活動団体等と行政の間で、相互に後援という形で名を連ねること。
- ③政策提案
 - ・市民活動団体等が有する専門的な知識、技術や地域に密着したきめ細かな活動経験の蓄積をもとに、行政の施策に対して先駆的な企画等を提案すること。
- ④事業協力
 - ・各々の団体がそれぞれの特性を生かし、一定期間継続的な関係のもとで協力して事業に取り組むこと。
- ⑤共催
 - ・複数の団体が協力し、事業主体(主催者)となって事業を行うこと。(実行委員会や協議会などを含む。)
- ⑥協定・契約
 - ・市民活動団体間、または活動団体と行政の間で、協定・契約を結び事業を委ねること

8 本市における参画・協働の取組状況

熊本市のまちづくりの基本方針である「熊本市第8次総合計画」の実施計画に掲げた事業ごとの取組状況を毎年度調査しているもの



出典:熊本市地域政策課調べ

参画の手法	R6実施件数
①ホームページ、市政だより等での広報	322件
②オープンハウス	7件
③現地見学会	9件
④シンポジウム	11件
⑤ニュースレター・パンフレット	73件
⑥出前講座	54件
⑦地域説明会	57件
⑧検討委員会	103件
⑨ワークショップ	30件
⑩パブリックミーティング (市民との意見交換会)	9件
⑪市民意見の募集(パブリックコメント)	18件
⑫グループヒアリング	7件
⑬アンケート	68件

協働の手法	R6実施件数
①情報提供・情報共有	145件
②後援	30件
③政策提案	20件
④事業協力	210件
⑤共催	109件
⑥協定・契約	59件

9 市民アンケート結果

「熊本市自治基本条例」に関する市民アンケート

【実施概要】

熊本市自治基本条例の見直しについて広く市民の意見を聴取し、審議の参考とするため、関心のある地域課題やまちづくりの活動等についてアンケートを実施した。

●実施期間

令和7年(2025年)10月11日(金) ~ 11月16日(日)

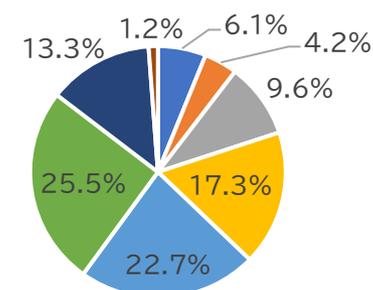
●回答数

427件 ※内訳:20歳以下…26件、21歳~30歳…18件、31歳~40歳…41件
41歳~50歳…74件、51歳~60歳…97件、61歳~70歳…109件
71歳~80歳…57件、81歳以上…5件

●周知方法

熊本市公式LINE及びくまもとアプリでの配信

※アンケート回答結果については、別紙資料にて後ほど説明いたします。



■ 20歳以下 ■ 21歳~30歳 ■ 31歳~40歳
■ 41歳~50歳 ■ 51歳~60歳 ■ 61歳~70歳
■ 71歳~80歳 ■ 81歳以上

10 熊本市の関係部署の意見

自治基本条例を見直すにあたり、熊本市役所各部署に対して条例に反映した方がよいと考える社会情勢の変化等について照会した結果、主に次のような意見があった。

【意見対象条文①】

第28条（青少年・子どもの参画）
市民、市議会及び市長等は、青少年・子ども（18歳未満の市民をいいます。）が有する市政・まちづくりに参画する権利が実効性のあるものとなるよう環境づくりに努めます。

政策局
こども基本法施行(R5.4.1)、こども計画の策定(R7.3)及びこれらに基づく取組の推進状況等を踏まえた関係条文の見直しについて検討してはいかがか。

教育委員会事務局
熊本市では、こども・子育て支援の取組を総合的・計画的に推進していくため、「熊本市こども計画2025」を策定し様々な施策に取り組んでいる。児童・生徒が積極的に学校運営に関わることができるような仕組みについても検証していることから、条文をより具体的なタスクに対応していくという意味合いにしてもよいのではないか。
●見直し案:「環境づくりに努めます。」⇒「環境づくりに取り組みます。」

【意見対象条文②】

第32条（地域コミュニティ活動）
市民は、市民相互の協働により、防災、福祉、環境等の身近な地域の課題を解決していくとともに、社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のコミュニティ活動(以下「地域コミュニティ活動」といいます。)を推進するよう努めます。

教育委員会事務局
熊本市では、令和6年度から熊本市コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進におけるモデル事業に取り組んでいる。地域と学校の連携・協働体制の構築を推進するため、身近な地域の課題の例として「教育」を追加してもよいのではないか。
●見直し案:「防災、福祉、環境等の」⇒「防災、福祉、環境、教育等の」

11 今後のスケジュール(案)

想定スケジュール(条理を改正する場合)

	令和7年度			令和8年度												令和9年度									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			
自治推進委員会		○												○											
		○												○											
議会			○			○		○				○			○			○			○				
			○			○		○				○			○			○			○				
市民参画																									
事務局作業等																									

※参考 これまでの見直し検討の結果

【平成27年(2015年)4月1日改正】

(1) 第34条関係(地域コミュニティ活動及び市民公益活動の連携)

(地域コミュニティ活動及び市民公益活動の連携)

第34条 地域コミュニティ活動及び市民公益活動を行う市民は、それぞれの活動の特性を生かしながら相互に連携するよう努めます。

2 市長等は、前項の連携が円滑に行われるよう支援します。

(2) 第35条(区におけるまちづくり)

第6章 区におけるまちづくり

(区におけるまちづくり)

第35条 本市においては、地域の特性を踏まえた自主的で自立的な、区におけるまちづくりを、区役所の拠点性を生かしながら、推進します。

2 区におけるまちづくりは、区の住民が主体的に取り組むよう努め、区長その他のまちづくりに携わる市の職員との協働により行います。

3 前項の場合において、区の住民及び区長その他のまちづくりに携わる市の職員は、次の事項を考慮して取り組みます。

(1) 地域の情報を収集し、その情報を区の内外に発信すること。

(2) 地域における課題を的確に把握すること。

(3) 地域における課題の解決に向けて関係者の合意形成に努めること。

【改正理由】

・政令指定都市移行に伴い行政区が設置され、まちづくりやコミュニティのあり方について区を単位とした観点での検討が必要となったことから、区ごとのまちづくり推進を目的として新たに章を設けた。

※参考 これまでの見直し検討の結果

【平成31年(2019年)4月1日改正】

(1) 第28条(青少年・子どもの参画)

(青少年・子どもの参画)

第28条 市民、市議会及び市長等は、青少年・子ども(18歳未満の市民をいいます。)が有する市政・まちづくりに参画する権利が実効性のあるものとなるよう環境づくりに努めます。

【改正理由】

・第28条は「選挙権や地方自治法上の直接請求権を持たない市民」を対象としているところ、公職選挙法改正により、選挙権等の要件が満18歳以上に引き下げられたため、20歳未満と受け取られる可能性のある「未成年」という文言を「18歳未満」に改正した。

(2) 第36条の2(危機管理)

第7章 危機管理

(危機管理)

第36条の2 市民は、日頃から災害等に備えるとともに、災害等の発生時には、相互に助け合うよう努めます。

2 市長等は、市民及び関係機関との連携、協力及び相互支援のもと、災害等から市民の生命、身体及び財産の安全を確保するよう、危機管理体制の構築に努めるとともに、災害等の発生時には迅速かつ的確に対応します。

3 市民、市議会及び市長等は、協働により災害等からの復旧復興に取り組めます。

【改正理由】

・危機管理の章を追加するとともに、それまで規定されていた「危機管理体制の構築に務める」という市長等の責務だけでは大規模災害等への対応は十分ではないことから、熊本地震を踏まえ、「自助」、「共助」に関する条文を設けた。

・復旧・復興でも、市民・地域・議会・行政の総力をあげた取り組みが求められることから条文を追加した。

※参考 これまでの見直し検討の結果

【令和5年(2023年)10月1日改正】

(1) 第27条第2項(参画の原則)

2 参画による市政・まちづくりは、**地域社会を構成する多様な市民**が共同して取り組みます。

【改正理由】

・「性別」に着目した文言ではなく、性の多様性に配慮した表現とするとともに、性的少数者だけでなく、外国人や障がい者、未成年者等の参画が比較的難しいとされる方々もまちづくりに参画する主体であるということを示した。

(2) 第32条(地域コミュニティ活動)

第32条 市民は、市民相互の協働により、**防災、福祉、環境等**の身近な地域の課題を解決していくとともに、社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のコミュニティ活動(以下「地域コミュニティ活動」といいます。)を推進するよう努めます。

2 市民は、地域コミュニティ活動を行うに当たっては、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう、自らの役割を自覚するとともに、**多様な文化的背景を踏まえつつ**、互いを十分に尊重しながら進めることとします。

【改正理由】

・地域課題の具体例を示すことでイメージしやすくした。
・「共助」の取組を推進するため、地域課題の具体例に「防災」を加えた。
・「多文化共生」の概念を示した。

※参考 これまでの見直し検討の結果

【令和5年(2023年)10月1日改正】

(3) 第36条の2第1項(危機管理)

第36条の2 市民は、日頃から一人ひとりが災害等の発生に備え、物資等の備蓄や近隣の者との協力関係の構築に努めるとともに、災害等の発生時には、相互に助け合うよう努めます。

【改正理由】

・災害等の発生の備えとして必要な「自助」、「共助」の具体例を記載し、その両方について努めて取り組む必要があることを示した。

※検討したが改正しなかったもの 第2条第2号(市民の定義)

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

(2) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。

ア 住民

イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者

ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体(以下「事業者、地域団体、市民活動団体等」といいます。)

・市民の定義に「外国の国籍を有する者を含む」旨を明記した素案に対し、パブリックコメント等で外国人に参政権を与えるのではないかという懸念や外国人に対する偏見を含む意見が多く寄せられたことから、市民の不安を避けるため、素案を変更し、現行の条文を維持した。